平成２６年（フ）第１６３３号
札幌市西区八軒１条西１丁目１番16号　シュアーブ八軒203号、開始決定時の住所札幌市西区八軒７条東３丁目１番12号　メゾンノーブル302号
破産者　日野　康勝
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２５号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番12号　第２金谷マンション101号
破産者　太田　曉子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
宮城県登米市中田町宝江新井田字舘96番地２
破産者　及川　初江
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第８０３号
さいたま市見沼区大字上山口新田180番地３神山ビル302、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区染谷３丁目135番地８
破産者　清水　正人
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８７号
さいたま市南区大字大谷口5168番地、旧住所さいたま市西区三橋５丁目2072番地４
破産者　結城　和俊
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５４号
埼玉県久喜市東大輪413番地４、旧住所埼玉県久喜市桜田１丁目５番１―806
破産者　上田　哲史
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県東松山市大字上唐子1097番地２
破産者　内野　友徳
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６２０号
愛知県常滑市晩台町50番地
破産者　小笠原輝彦
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８５号
愛知県知多市にしの台２丁目100番地の７にしの台ヒルズ805
破産者　山邉　耕作
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地６棟202号、前住所大阪府泉南郡熊取町小垣内１丁目８番13号
破産者　萩森　常雄
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
大阪府岸和田市三田町923番地の17
破産者　西川　忠治
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０４号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―904号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目１番31号
破産者　伊東　武司
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
神戸市西区枝吉２丁目111番地　グレース壱番館302号、開始決定時の住所兵庫県明石市田町２丁目７番16―904号
破産者　平山　　晃
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
神戸市長田区海運町７丁目１番３―403号、開始決定時の住所神戸市西区井吹台西町４丁目１番地７―101号
破産者　小倉　省五
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
兵庫県姫路市庄田178番地12
破産者　松井　安男
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４号
島根県出雲市万田町692番地２特別養護老人ホーム万田の郷、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市河下町1539番地５
破産者　ショッピングセンターわにぶちこと　金築　正博
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３２５号
広島市安佐南区長束４丁目18番17―108号
破産者　八重垣英和
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７３号
広島市安佐北区白木町大字三田6900番地の１
破産者　ガーデン倶楽部こと　穴見　栄行
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部